

各介護保険サービス事業所等 管理者 様

船橋市 介護保険課長
高齢者福祉課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底及び退院患者の適切な受け入れ等について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご尽力いただいているところではありますが、全国的な感染拡大が続いている状況です。

今般の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について、令和3年4月20日から千葉県に対して適用することが決定され、千葉県は、船橋市を措置区域に指定し、同年4月20日（火曜日）から5月11日（火曜日）までの期間、まん延防止等重点措置を実施することとしました。

つきましては、下記を参考として、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、退院患者の適切な受け入れについても、今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症重症患者等の病床を確保するために、可能な限りご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

令和3年2月2日付、船指監第1604号にて通知（下記※1）した感染防止対策等の再徹底をお願いします。また、日ごろの感染対策として、下記※2の「チェックリスト」の活用を併せてお願いします。

2～3月においては高齢者がカラオケスナックを利用してクラスターが発生するなどにより、重症化しやすい高齢者の割合が4割近くとなり、病床のひっ迫する事態となりました。各事業所等におかれましては、改めて職員及び利用者等へマスクを外しての会話の機会をなくし、4月29日から5月5日までの大型連休も可能な限り外出を自粛し感染拡大の防止に努めていただくよう周知をお願いします。

2. 退院患者の適切な受け入れ及び医療機関との情報連携

今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の病床を確保する必要があります。高齢者施設等の入所者が新型コロナウイルス感染者となり入院した際は、入院中に当該医療機関との連携等を行い、入院・治療により退院基準

を満たした場合は、高齢者施設等への適切かつ円滑な受け入れについてご協力いただきますようお願いいたします。(※3)

また、在宅要介護等高齢者が同様に感染者となり、入院・治療により退院基準を満たした場合には、居宅介護支援事業所におかれましても、退院後の適切な介護保険サービス等が受けられるよう入院先医療機関、高齢者施設及び介護保険サービス事業所等と連携し、退院基準を満たした場合の円滑な退院にご協力をお願いします。

なお、介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算等を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能です。※4

参考

【船橋市ホームページ】

○社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（※1，3，4掲載）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html#3

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

※1：感染防止対策等の再徹底について（令和3年2月2日付、船指監第1604号）

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について>（2/2）新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等について（通知）

※2：日ごころからの感染防止対策（チェックリスト）について

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト

※3：退院患者の介護施設における適切な受け入れ等について

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について>（3/5）退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）

※4：退院患者の介護施設における適切な受け入れ等について

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について>（2/16）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第18報)

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について>（3/22）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第19報)

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課

・指導監査第二係（入所・入居系）

TEL 047-404-2712 FAX 047-436-2139

・指導監査第三係（通所・訪問系）

TEL 047-436-2782 FAX 047-436-2139